

平成23年度

行政監査結果報告書

「県立学校等における私費会計について」

平成24年3月

山口県監査委員

# 目 次

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査の概要	1
1	監査の趣旨	1
2	監査の対象事務	1
3	監査の対象機関	2
(1)	事前調査の実施	2
(2)	実地監査対象機関の選定	2
4	監査の実施時期及び実施方法	4
(1)	実施時期	4
(2)	実施方法	4
5	監査の着眼点	4
第 3	監査の結果	5
1	教育委員会	5
(1)	私費会計の概要	5
(2)	私費会計等に対する指導状況	1 1
(3)	実地監査の結果	1 5
2	商工労働部	2 6
(1)	私費会計の概要	2 6
(2)	実地監査の結果	2 7
3	健康福祉部	3 1
(1)	私費会計の概要	3 1
4	農林水産部	3 1
(1)	私費会計の概要	3 1
第 4	意見	3 2
第 5	結び	3 4

## 監査の結果に関する報告

### 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、地方公共団体の事務の執行が適正に行われているか、正確性、合規性に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものであり、本県においては、平成4年度以降、特定の事務を選定して実施している。

### 第2 監査の概要

#### 1 監査の趣旨

本県では、県立学校や職業訓練機関等（以下「県立学校等」という。）において、教育活動等に必要な経費に充てるため、保護者や生徒、訓練生（以下「保護者等」という。）から県の歳入としない徴収金（以下「保護者等徴収金」という。）を徴収し、私費会計として管理している。

保護者等徴収金は公金ではないが、用途が教育活動等に付随するものであり、職員が会計管理を行っていることから、県費に準じた適正な管理が求められる。

過去の定期監査においては、県費で支出すべき経費を私費会計で立替払いしているものや私費会計で調達した物品を県費で修繕しているものなど不適切な事例も見受けられた。

このため、保護者等徴収金の徴収から決算報告に至る一連の事務や、県立学校等が指定し保護者等が経費を負担する物品（以下「斡旋物品」という。）の調達等に関する事務について監査を実施した。

職業訓練機関等とは、衛生看護学院、萩看護学校、東部高等産業技術学校、西部高等産業技術学校及び農業大学の5機関をいう。

#### 2 監査の対象事務

県立学校等における保護者等徴収金に関する事務及び斡旋物品に関する事務を監査の対象とした。

斡旋物品は、制服、運動着など県立学校等が物品の指定や業者の選定をし、選定された業者から保護者等が物品を購入するもので、原則として県立学校等では現金等の徴収を行わないが、保護者等が経費を負担するものであり、業者選定に当たっては、競争性を確保することや適正な契約を行うことが求められることから、私費会計に含め、監査の対象事務とした。

なお、私費会計を次の概要のとおり整理し、PTA、後援会等の団体（以下「諸団体」という。）の運営に関する徴収金に関する事務は監査の対象としなかった。

これは、行政監査の対象事務は地方公共団体の一般行政事務であり、諸団

体の事務は県の事務とは位置づけられていないことから、監査の対象とはしなかったものである。

(私費会計の概要)

私費会計

保護者等徴収金に関する事務

教育活動に関する徴収金に関する事務

生徒会費、教材実習費、進路指導費等

団体運営に関する徴収金に関する事務

P T A 会費、後援会費等

斡旋物品に関する事務

### 3 監査の対象機関

#### (1) 事前調査の実施

県立学校等74機関に対し、平成22年度の保護者等徴収金及び斡旋物品について、監査資料の提出を求めた。

#### (2) 実地監査対象機関の選定

提出された監査資料を基に、県立学校については、保護者等徴収金額の多額な機関に加え、学科、学校所在地域等を考慮し、30機関を選定し、職業訓練機関等については、保護者等徴収金額の多額な2機関を選定した。

また、選定した32機関の事務を所管する本庁の4機関(以下「主務課」という。)を加え、合計36機関とした。

なお、事前調査対象機関数及び実地監査対象機関数、実地監査対象機関名については表1及び表2のとおりである。

表1 事前調査対象機関数及び実地監査対象機関数

区 分	事前調査 対象機関数	実地監査対象機関数		
		内 訳		
		本庁	出先機関	
教育委員会	69	33	3	30
商工労働部	2	3	1	2
健康福祉部	2	0	0	0
農林水産部	1	0	0	0
合 計	74	36	4	32

表2 実地監査対象機関

部 別	実地監査対象機関名	
教育委員会	本庁	教育政策課、教職員課、学校安全・体育課
	出先 機関	周防大島高等学校、岩国高等学校、柳井高等学校、熊毛南高等学校、光高等学校、下松高等学校、徳山高等学校、徳山商工高等学校、防府高等学校、山口高等学校、山口中央高等学校、西京高等学校、山口農業高等学校、宇部高等学校、小野田高等学校、青嶺高等学校、豊浦高等学校、下関西高等学校、下関南高等学校、水産高等学校、萩高等学校、萩商工高等学校、奈古高等学校、下関中等教育学校、下関南総合支援学校、山口南総合支援学校、田布施総合支援学校、防府総合支援学校、宇部総合支援学校、豊浦総合支援学校
商工労働部	本庁	労働政策課
	出先 機関	東部高等産業技術学校、西部高等産業技術学校

#### 4 監査の実施時期及び実施方法

##### (1) 実施時期

平成23年6月23日から平成23年10月14日までの間に実地監査を実施した。

##### (2) 実施方法

監査対象機関から事前に監査資料の提出を求めるとともに、実地監査対象機関においては関係書類等の実査、照合、現物の確認、職員への質問等の監査実施手続を用いて監査を実施した。

#### 5 監査の着眼点

監査の着眼点は、次のとおりとした。

##### (1) 県費と私費の負担区分について

県費で負担するものと私費で負担するものとの区分は明確にされているか。

##### (2) 保護者等徴収金に関する事務の取扱基準について

事務の執行に係る取扱基準が定められているか。

##### (3) 保護者等徴収金に関する事務の執行状況について

ア 徴収は適正に行われているか。

イ 管理は適正に行われているか。

ウ 決算・決算報告は行われているか。

##### (4) 幹旋物品に関する事務の執行状況について

事務の執行は適正に行われているか。

##### (5) その他、特に必要と認める事項

### 第3 監査の結果

#### 1 教育委員会

##### (1) 私費会計の概要（事前調査の結果）

県立学校69校に事前調査した結果は、以下のとおりである。

##### ア 保護者等徴収金の内容

保護者等徴収金は、表3のとおり区分できる。

表3 保護者等徴収金の区分

目的	徴収主体	受益者	名称	備考
教育活動	県立学校	全員	生徒会費	
		特定	教材実習費	
	県立学校 PTA等の団体	特定	進路指導費 課外授業費	
			空調に関する経費	
団体運営	PTA等の団体	全員	PTA会費 後援会費	
その他	県立学校	特定	給食費 寄宿舍費	

県立学校によって差異があるが、上記に掲げるものが徴収されている。

目的からみると、教育活動に関するものとして、生徒会費、教材実習費等の保護者等徴収金があり、団体運営に関するものとして、PTA会費、後援会費等の保護者等徴収金がある。

徴収主体からみると、県立学校が徴収するものとして、生徒会費、教材実習費、給食費等がある。PTA等の団体が徴収するものとして、PTA会費、後援会費等があるが、実態はPTA等の一員として、県立学校の職員が徴収事務を担当している。

## イ 徴収額

### (ア) 保護者等徴収金の状況

保護者等徴収金の状況は表4のとおりである。

保護者等徴収金の目的別には、教育活動を目的とした徴収金の額が多く、そのうち、生徒会の活動に関するもの、クラス費、学年費に関するもの等の徴収額が多くなっている。

表4 保護者等徴収金徴収額

(単位 千円)

目的	名称	年間徴収額
教育活動	生徒会の活動に関する徴収金	317,602
	クラス費、学年費に関する徴収金	317,310
	教材、実習に関する徴収金	100,826
	部活動、クラブ活動に関する徴収金	72,251
	進路指導、課外授業に関する徴収金	206,970
	空調設備等に関する徴収金	115,476
団体運営	P T Aの活動に関する徴収金	56,505
	学校後援会の活動に関する徴収金	188,559
その他	寄宿舎に関する徴収金	75,650
	給食に関する徴収金	131,811
	上記以外の徴収金	63,593
合計		1,646,553

### (イ) 総額別の学校数

保護者等徴収金の総額ごとの学校数は、表5のとおりである。

これをみると、3,000万円未満の県立学校が49校で、70%以上を占めているが、5,000万円以上の県立学校が7校あり、この7校の平均徴収額は6,900万円を超えている。

1校当たりの徴収額に差が生じているのは、主として生徒数によるものである。



表5 総額別の学校数

(単位 上段、学校数、千円、下段、%)

区 分	学校数	年間徴収額	1学校当たり 年間徴収額
1,000万円未満	18 ( 26.1)	109,324 ( 6.6)	6,074
1,000万円以上2,000万円未満	18 ( 26.1)	270,920 ( 16.5)	15,051
2,000万円以上3,000万円未満	13 ( 18.8)	306,438 ( 18.6)	23,572
3,000万円以上4,000万円未満	9 ( 13.0)	305,288 ( 18.5)	33,921
4,000万円以上5,000万円未満	4 ( 5.8)	168,759 ( 10.3)	42,190
5,000万円以上	7 ( 10.1)	485,824 ( 29.5)	69,403
合 計	69 (100.0)	1,646,553 (100.0)	23,863

## (ウ) 管理区分数別の学校数

保護者等徴収金を管理する上で、会計処理上いくつかの区分を設けているかについて、保護者等徴収金の「管理区分数」として調査した結果は、表6のとおりである。

その結果、11～20の管理を行っているものが、28校(全体の40.6%)で最も多くなっている。

表6 管理区分数別の学校数

(単位 上段、学校数、千円、下段、%)

管理区分数	学校数	年間徴収額	1校当たり 年間徴収額
0 ~ 10	18 ( 26.1)	250,192 ( 15.2)	13,900
11 ~ 20	28 ( 40.6)	829,542 ( 50.4)	29,626
21 ~ 30	14 ( 20.3)	377,270 ( 22.9)	26,948
31 ~	9 ( 13.0)	189,549 ( 11.5)	21,061
合 計	69 (100.0)	1,646,553 (100.0)	23,863

(I) 1人当たり年間徴収額

1人当たりの年間徴収額は、表7のとおりであり、県立学校全体では、58千円となっている。

県立学校を下記の種別に分類した結果では、1人当たり年間徴収額は48千円から94千円までとなっているが、特別支援学校においては、主として給食に関する実費を徴収していることから、多額となっている。その他の学校の1人当たり徴収額については、平均額と大きな差はないが、空調設備に関する経費の徴収などにより差が生じている。

表7 1人当たり年間徴収額

(単位 千円)

種 別		1校当たり 年間徴収額	1人当たり 年間徴収額
内 訳	県立学校 計 69校	23,863	58
	普通高校(普通科を設置、中等教育学校を含む。) 25校	34,734	62
	商業、工業高校(商業、工業に関する学科を設置) 16校	23,160	49
	農業、水産高校(農業、水産に関する学科を設置) 6校	13,541	55
	その他の高校(家庭、看護、福祉、総合学科を設置) 10校	20,186	48
	特別支援学校 (岩国総合支援学校、外11校) 12校	10,375	94

ウ 保護者等徴収金の徴収及び管理の形態

県立学校の徴収金について、徴収担当者、管理区分数、徴収に当たった組織内決定(決裁)について調査した結果は、表8のとおりである。

徴収担当者については、教員が全体の67.8%を、次いで事務職員が22.2%を占めている。以下は、事務長(9.6%)、教頭(0.4%)の順となっている。

徴収に係る決裁について、管理区分数全体で見ると、決裁が実施されているものが96.7%、一部未実施のものが3.3%となっている。決裁の実施について、担当者別では、事務長、事務職員、教頭が100%となっているが、教員では、95.1%となっている。

表 8 徴収担当者別の管理状況

(単位 上段、件数、下段、%)

徴収担当者	管理区分数	徴収に係る決裁の有無	
		あり	なし
事務長	121 ( 9.6)	121 (100.0)	0 ( 0.0)
事務職員	281 ( 22.2)	281 (100.0)	0 ( 0.0)
教頭	5 ( 0.4)	5 (100.0)	0 ( 0.0)
教員	856 ( 67.8)	814 ( 95.1)	42 ( 4.9)
合 計	1,263 (100.0)	1,221 ( 96.7)	42 ( 3.3)

また、徴収金の管理について、管理担当者、管理区分数、管理方法等について調査した結果は、表 9 のとおりである。

まず、管理担当者については、教員が全体の66.6%を、次いで事務長が25.2%を占め、両者で90%以上を管理している。以下は、事務職員(7.6%)、教頭(0.6%)の順となっている。

表 8 の徴収担当者と照らし合わせると、教頭及び教員については、徴収担当者と管理担当者が同一者であることが多いことから、ほぼ同程度となっているが、事務職員の徴収分の約3分の2は事務長が管理している。

次に、保護者等徴収金の管理方法を、銀行等の通帳による管理か、現金での管理かで見ると、事務長及び事務職員では、それぞれ97.8%、96.9%と、ほぼ全て通帳管理となっているが、教頭及び教員では、それぞれ約半数となっており、残りの半数は現金での管理となっている。

また、教育委員会のマニュアルで示されている、複数の者による会計処理については、全体の約90%で実施されている。

表 9 管理担当者別の管理状況

(単位 上段、件数、下段、%)

管 理 担当者	管 理 区分数	管 理 方 法		複数の者による会計処理	
		通帳	現金	有	無
事務長	318 ( 25.2)	311 ( 97.8)	7 ( 2.2)	275 ( 86.5)	43 ( 13.5)
事務職員	96 ( 7.6)	93 ( 96.9)	3 ( 3.1)	92 ( 95.8)	4 ( 4.2)
教頭	8 ( 0.6)	4 ( 50.0)	4 ( 50.0)	8 (100.0)	0 ( 0.0)
教員	841 ( 66.6)	446 ( 53.0)	395 ( 47.0)	758 ( 90.1)	83 ( 9.9)
合 計	1,263 (100.0)	854 ( 67.6)	409 ( 32.4)	1,133 ( 89.7)	130 ( 10.3)

## エ 斡旋物品の状況について

斡旋物品については、教育委員会が県立学校に対して取扱いを示している制服、運動着、卒業アルバム、修学旅行を調査したところ、斡旋物品別の契約方法の状況は表10のとおりである。

見積合わせ、プロポーザルなどにより競争性を確保しているものの割合が高い中で、制服においては、デザイン等の関係から単独随意契約の割合が高くなっている。

表10 斡旋物品別契約方法の状況

(単位 上段、学校数、下段、%)

契約方法	斡旋物品			
	制服	運動着	卒業アルバム	修学旅行
競争入札	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	1 ( 2.4)
見積合わせ	15 ( 29.4)	37 ( 63.8)	21 ( 95.5)	31 ( 73.8)
コンペ・ プロポーザル方式	3 ( 5.9)	1 ( 1.7)	1 ( 4.5)	9 ( 21.4)
単独随意契約	23 ( 45.1)	12 ( 20.7)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
その他	10 ( 19.6)	8 ( 13.8)	0 ( 0.0)	1 ( 2.4)
合 計	51 (100.0)	58 (100.0)	22 (100.0)	42 (100.0)

- ・コンペ方式とは、実際の設計案や作品等の提出を受け、契約する上で最も適した「案」を選ぶ方式。
- ・プロポーザル方式とは、実際の設計案や作品等に代わり技術力や経験、実施体制や考え方などを含めた提案書の提出を受け、契約する上で最も適した「人」を選ぶ方式。
- ・単独随意契約とは、競争入札によらない随意契約のうち、契約の性質や目的が競争に適さないものであること等を理由に特定の相手方を選定し、その者と契約を締結する、競争性のない随意契約をいう。
- ・その他とは、斡旋物品として指定しているが、当初の契約から相当な期間が経過したことなどから、契約の詳細が不明のものである。

## (2) 私費会計等に対する指導状況

教育委員会は、県費と私費会計の原則的な経費負担、保護者等徴収金の管理、斡旋物品等の事務等について、県立学校長に対する通知等による指導を行ってきている。

指導に係る通知のうち、今回実施した監査に関わるものについての、概要は以下のとおりである。

### ア 県立学校における私費会計の適正化について（通知）

（平成20年3月27日付け平19教政第1522号。各県立学校長あて通知）

#### 【指導の概要】

「県立高等学校経営改革検討協議会」において、「各種協議会・団体負担金支出のガイドライン、管理運営費の負担区分」を取りまとめたこと。

以下の例示は、私費会計による支出の基本的な考え方に関するもの。

- ・児童、生徒個人の所有物に係る経費で、学校、家庭のいずれにおいても使用できるもの、また、学級、学年特定の集団の全員が個人用の教材・教具として使用できるものは、私費会計として取り扱うこと。
- ・間接教育活動費は原則として公費負担とし、私費会計からの支出は適さないこと。
- ・各種協議会、団体負担金について私費会計による支出は、会費以外の経費も含め適さないものとする。公費若しくは個人負担として取り扱うこと。

県立高等学校管理運営費負担区分表				
県費負担すべき経費の範囲				
区分	項目			
1 教育指導に要する経費	(1)教科指導費 (2)特別活動指導費 (3)その他の教育指導費			
2 学校施設・設備維持管理に要する経費	(1)校舎等施設・設備整備費 (2)学校施設・設備の維持修繕費 (3)学校施設・設備管理業務費			
3 学校管理部門に要する経費	(1)学校事務費 (2)学校管理費 (3)旅費 (4)その他の経費			

  

経費負担区分				
区分	県費負担		その他(私費会計)	
	項目	例示	項目	例示
1 教育指導費	(1)教科指導費			
	教師用教科書費等	教科書等	個人的な経費	研究資料等
	教科備品	体育機器・用具類、各種模型類 教授用掛図等		
	教授用消耗分類	印刷用紙、原紙、チヨーク等		
	実験実習費			
ア 実験機器・用具類	顕微鏡、電流計、試験管、シャーレ、工具類	個人が所持すべき実験用具類		
イ 実験材料費	薬品、材料等	実習により生産された製品が、生徒に還		

				元される場合の実習材料費	
	(2)特別活動指導費 正課クラブ指導費 (クラブ員が共通して使用する備品及び消耗品) ア 体育的活動費 イ 文化的活動費 ウ 生産的活動費 学校行事費 (質素で基本的な経費に限る。) ア 備品費 イ 行事指導費 ホームルーム費 生徒会活動指導費	スポーツ用具、消耗品費等 楽器、茶器、花器等 クワ、カマ、肥料、薬品類 朝礼台、演台等 講師謝礼、消耗品等 フィルム借上、印刷用紙等 消耗品費	個人的な用具類 個人的な用具類及び個人が使用する原材料費等 個人的な経費 生徒会活動費 部活動費	ユニホーム、クラブ、ラケット等 楽譜等 修学旅行費等	
	(3)その他の教育指導費 (指導に係る基本的な経費に限る。) 進路指導費 生徒指導費 教育相談指導費 学校図書館費 (学校図書館備品及び消耗品費) 視聴覚教育費 保健指導費	消耗品、切手等 諸検査用紙、家庭訪問旅費 印刷用紙等 図書保管及び整理用器具、図書 消耗品等 視聴覚機器、テーブル等 身体検査用機器、衛生機器、薬品等	個人的な経費 個人的な経費 個人的な経費	テスト用紙、テキスト、問題集等 諸検査経費等 予防接種等	
2 学校施設・設備維持管理費	(1)学校施設・設備整備費 (2)学校施設・設備の維持修繕費 (3)学校施設・設備管理業務費 日直代行業務費等 施設・設備維持管理業務費	部屋、自転車置場、通路舗装等 施設整備の維持修繕費、掃除・作業・修繕用具等 日直・農場管理代行費等 電気保安、合併処理槽、機械整備、樹木等環境維持費、電子計算機保守等			

3 学校管理部門に要する経費	(1)学校事務費 備品費	印刷用機器、机、椅子、ロッカー、法規集等	
	消耗品費	筆記用具、帳票、用紙等	
	(2)学校管理費 (学校の運営管理上、経常的に各分野に共通して必要とする経費)	光熱水費、車輛燃料費、火災保険料、トイレトペーパー、ゴミ、清掃手数料、渉外費等	
	(3)旅費	一般旅費、赴任旅費、研修旅費、体育大会引率旅費等	生徒引率指導業務等で教員の自主的、自発的活動に要する経費
(4)その他の経費 各種負担金			
ア 学校の管理運営に関係する団体 (原則、規模が県以上の団体)	校長会、教頭会、事務長会、学校保健主任会、事務職員協会、生徒指導連絡協議会、進路指導協議会他		
イ 教員の研究・研修に係る団体 (生徒の教育上真に必要なとする団体で規模が県以上のもの)	高教研等各種科目別協議会他		
ウ 地域活動に必要な団体かまた、法的義務若しくはそれに類するものが生じる団体	地区防災協会、山口県統計協会、危険物安全協会他		

## イ 学校における適正な事務処理等について（通知）

（平成17年3月28日付け平16教職第10623号。各県立学校長あて通知）

### 【指導の概要】

下記、保護者等徴収金マニュアルの参考例を参考に、各学校において保護者等徴収金の取扱方法を定めること。

### （保護者等徴収金マニュアル）

- ・徴収金は、一般徴収金と、徴収から精算までが30日以内に完了する随時徴収金に区分する。

以下の例示は、一般徴収金に関するもの

- ・徴収に当たっては、案件についての起案・決裁の後、徴収を行う。
- ・保護者等に対し、事前に徴収内訳について文書等を発出し、徴収金の受領に際しては、必要に応じ領収書等を交付すること。
- ・原則として出納簿により管理するとともに、銀行等の通帳を必ず作成し、

支払や返金等を行った場合は必ず領収書等を受領し、決算時に提出できるよう保管しておくこと。

- ・副担当を選任し、必ず複数による会計処理を行うこと。
- ・学校長に決算報告を行い、必要に応じて保護者等にも決算報告を行うことなど。

## ウ 「県立学校における斡旋物品等事務取扱要領」について（通知）

（平成19年3月13日付け平18教政第1536号。各県立学校長あて通知）

### 【指導の概要】

県立学校における斡旋物品等の事務処理について、取扱要領を定めたこと。

- ・要領で扱う斡旋物資を制服（夏・冬用制服、カバン、通学用靴）、運動着（体操服、靴、部活動ユニフォーム等）、卒業アルバム、修学旅行に限定し、この要領による他、山口県会計規則に準拠すること。
- ・業者選定は競争入札を原則とし、見積合わせ等による随意契約を認めるが、随意契約による業者選定は、業者選定理由・選定経緯等を保護者に明らかにすること。
- ・契約の相手方が決定したときは契約書を作成しなければならないが、契約金額が150万円を超えない場合は契約書の作成を省略して請書を提出させることができ、20万円を超えないものについては請書を提出させないことができること。
- ・契約の方法、業者の選定等について審議するため、学校内に、保護者代表等学校外の者を構成員に加えた「業者選定委員会」を設置すること。
- ・保護者に業者選定経緯等の説明をすること。
- ・斡旋物品等の販売に伴う保護者からの徴収金は、原則、業者が現金又は口座振込み等の方法により徴収すること。学校において、徴収する場合は口座振込を原則とすること。
- ・適正な事務処理の確保のため、定期検査、随時検査を教育政策課が行うこと。



### (3) 実地監査の結果

県立学校30校を対象とした実地監査において、私費会計に係る事務について、教育委員会の文書通知、前記、ア 県立学校における私費会計の適正化について（通知）、イ 学校における適正な事務処理等について（通知）、ウ 「県立学校における幹旋物品等事務取扱要領」について（通知）の内容に照らし、関係書類等の照合、現物の確認等を行った結果、以下のような改善留意事項があった。

#### ア 県費と私費の負担区分について

教育委員会においては、従来から、教育に対する熱意のもとに保護者から県立学校への経済的な援助が行われてきた背景を踏まえ、保護者の負担軽減等から、昭和55年度に、県立高等学校管理運営費検討協議会の検討を基に、負担区分表を県立学校長に通知するなど、県費と私費の負担区分の明確化を図るとともに、継続して検討を行う中で、平成19年度に、改正した負担区分表を県立学校長に通知している。

保護者負担の適正化を図る上では、県費と私費の負担区分を明確にすることが重要であることから、**負担区分に従い適正に支出されているか**、について監査した。

#### （ 結 果 ）

表11のとおり30校の保護者等徴収金総額10億8,385万円については、全体としては、おおむね基準に基づく適正な支出が行われていた。

しかし、表12のとおり、徴収金総額の0.6%に当たる約615万円が県費負担が適当である経費と認められた。

この中では、環境整備費に関する支出が最も多く、防犯灯設置等の設備設置費、体育館等の修繕費、校内樹木の伐採経費等が支出されているが、経費負担区分においては、学校施設・設備維持管理費に区分される経費であり、県費での負担が適当である経費と認められた。

その他では、職員用書籍等の購入経費、入学案内等の印刷費、学校備品等の物品購入費、職員研修経費、団体負担金等について、県費での負担が適当と認められた。

こうした経費は、大部分が教育の振興等を目的とした教育後援会からの支援であり、保護者の熱意によるところもあるが、県立学校においては、県費と私費の負担区分に基づき、必要性を精査した予算の確保と予算の計画的な執行を通じて、適正な保護者等の負担に努める必要がある。

表11 保護者等徴収金徴収額（実地監査30校の状況）

（単位 千円）

目的	名称	年間徴収額
教育活動	生徒会の活動に関する徴収金	171,343
	クラス費、学年費に関する徴収金	208,574
	教材、実習に関する徴収金	71,981
	部活動、クラブ活動に関する徴収金	29,631
	進路指導、課外授業に関する徴収金	177,463
	空調設備等に関する徴収金	90,467
団体運営	P T Aの活動に関する徴収金	29,087
	学校後援会の活動に関する徴収金	105,589
その他	寄宿舍に関する徴収金	75,650
	給食に関する徴収金	87,258
	上記以外の徴収金	36,807
合 計		1,083,850

表12 県費負担が適当であるものの概要（実地監査30校の状況）

（単位 千円、学校数、支出件数）

区分	支出額	学校数	支出件数	主な内容
環境整備費	3,784	13	29	建物や工作物の補修、樹木剪定、外
職員用書籍等購入	711	12	17	新聞、地図、手帳、外
印刷費	613	5	9	中学校配布用の学校案内、外
物品購入等	480	5	7	学校体育大会用備品、外
職員研修	239	7	8	研修に関する経費
団体負担金等	140	4	9	各種研究会会費、外
その他	188	4	5	不燃物・可燃物処分代、外
合 計	6,155	50	84	

学校数の合計の実数は重複を除くと24校である。

## イ 保護者等徴収金に関する事務の取扱基準について

保護者等徴収金に関する事務については、適正な事務処理とともに、負担する保護者等に対し説明責任を果たす必要がある。

そのためには、事務を行う上で必要となる取扱基準が明確に定められ、これに従って適正な事務処理を実施する必要があることから、**保護者等徴収金に関する事務の取扱基準が要領等により定められているか、また、取扱基準の内容は適切であるか、**について監査した。

### ( 結 果 )

実地監査を実施した30校中、26校においては、教育委員会が参考として示した保護者等徴収金マニュアル(以下「徴収金マニュアル」という。)を基本に、当該校の取扱基準として定めており、また、1校においては、徴収金マニュアルに加え、県の会計基準等を参考に独自の取扱基準を定めており、これらについては、おおむね適正に実施されていた。

しかし、3校においては取扱基準を定めていなかった。

これらの学校においては、徴収金マニュアルを参考に取扱基準を定める必要がある。

取扱基準の内容を確認した結果、契約の決定方法及び会計関係書類の保存期間の取扱基準は、事務処理上の基本となる事項であるが、教育委員会が示した徴収金マニュアルには、これらの取扱基準が規定されていないこともあり、ほとんどの県立学校で定めがなかった。

県立学校においては、これらの取扱基準を規定し、適正に事務を執行することにより、徴収金を負担する保護者等に対し、徴収金の使用目的、使用額等についての説明責任を果たす必要がある。

従って、教育委員会においては、取扱基準の未整備校に対する整備の指導、契約の決定方法など基本となる事項を学校が追加できるよう徴収金マニュアルの見直しを検討する必要がある。

なお、取扱基準の規定状況は、表13のとおりである。

表13 取扱基準の規定状況(実地監査30校の状況)

(単位 学校数)

取扱基準の規定状況		学校数
取扱基準を定めていない。		3
取扱基準を定めている。		27
内 訳	契約の決定方法及び会計関係書類の保存基準を定めている。	1
	契約の決定方法又は会計関係書類の保存基準のいずれかを定めていない。	26

## ウ 保護者等徴収金に関する事務の執行状況について

保護者等徴収金に関する事務を大別すると徴収、管理、決算・決算報告の事務に区分されることから、これらの事務ごとに、下記の教育委員会通知に基づく適正な事務執行について、監査を実施した。

(教育委員会通知)

### 学校における適正な事務処理等について(通知)(平成17年3月28日付け平16教職第10623号)(要約)

各県立学校において、保護者等徴収金の取扱方法を定めること。  
なお、徴収金マニュアルを参考とすること。  
校長が一括して保護者等徴収金の管理を行うこと。

### 徴収金マニュアルについて(要約)

徴収金は、一般徴収金と、徴収から精算までが30日以内に完了する随時徴収金に区分する。

徴収に当たっては、案件についての起案・決裁の後、徴収を行う。  
一般徴収金については、原則として出納簿により管理するとともに、銀行等の通帳を必ず作成し、支払や返金等を行った場合は、必ず領収書等を受領し、決算時に提出できるよう保管しておくこと。

一般徴収金は、副担当を選任し、必ず複数により会計処理を行うこと。

一般徴収金及び随時徴収金は学校長に決算報告を行い、必要に応じて保護者等にも決算報告を行うこと。

## (ア) 徴収について

徴収については、徴収に当たり組織としての決定と保護者等への通知が必要で、徴収額の正確性及び適正な収納の管理が求められる。

このため、

- ・起案と決裁(徴収に係る起案と決裁が行われているか。)
  - ・保護者等への通知(徴収内容を保護者へ通知しているか。)
  - ・収納の管理(徴収額は正確で、収入として計上、管理されているか。)
- について監査した。

(結果)

起案と決裁について

保護者等から徴収については、事前に校長までの起案と決裁を行うこととなっているが、これらについて、おおむね適正に行われていた。

しかし、一部について、起案と決裁が行われていないものがあった。

(10校)

徴収に当たっては、事前に行うべき校長に対する起案を徹底され、徴収金を学校として把握し、組織的な管理を行うよう努める必要がある。

保護者等への通知について

徴収に係る決裁の後、徴収する目的、金額等を記載した文書などにより保護者等に通知がなされており、おおむね適正に行われていた。

収納の管理について

徴収に係る決裁文書、口座振替、現金収納に係る明細表、出納簿、預金通帳等を照合した結果、徴収額は正確で、収入として計上、管理されているなど、おおむね適正に行われていた。

#### (イ) 管理について

管理については、使途の適正性及び支出額の正確性が求められ、事故等を防ぎ透明性を確保するため、出納簿及び通帳による管理と複数の者による会計処理が必要となる。

このため、

- ・徴収金の管理（出納簿及び銀行等の通帳により管理しているか。）
- ・支出（支出の使途は適正で、支出額は正確であるか。）
- ・複数の者による会計処理（副担当を選任し、複数の者による会計処理を行っているか。）

について監査した。

#### ( 結 果 )

徴収金の管理について

出納簿及び銀行等の通帳を照合の結果、収入及び支出の出納簿への記帳と通帳により管理することについては、おおむね適正に行われていた。

しかし、管理する期間が30日を越えるため、銀行等の通帳による管理が必要なものについて、一部の会計で管理を行っていないものがあった。（8校）

事故等を防ぎ透明性を確保するため、原則として、現金によらず、銀行等の通帳による管理の必要がある。

表14を参照

支出について

出納簿、支払の伺い文書、請求書、領収書等を照合した結果、支出の使途は適正で、支出額は正確であるなど、おおむね適正に行われていた。

複数の者による会計処理について

副担当を選任し、複数の者による会計処理を行うことについては、おおむね適正に行われていた。

しかし、一部の会計については、副担当を選任しないものや、支払の伺いを行っていないものなど、複数の者による会計処理を行ってい

ないものがあった。(7校)

事故等を防ぎ透明性を確保するため、副担当を選任し、支出伺いを  
 決裁権者に回付するなど、複数の者による会計処理を行う必要がある。

表14を参照

管理担当者別の管理状況は、表14のとおりである。

なお、全体として、現金による管理が611件中、180件あるが、管理  
 する期間が30日以内のものは、徴収金マニュアルにおいて通帳によら  
 ない管理が認められている。

表14 管理担当者別の管理状況（実地監査30校の状況）

（単位 上段、件数、下段、％）

管 理 担 当 者	管 理 区 分 数	管 理 方 法		複 数 の 者 に よ る 会 計 処 理	
		通 帳	現 金	有	無
事務長	155 ( 25.4)	152 ( 98.1)	3 ( 1.9)	147 ( 94.8)	8 ( 5.2)
事務職員	57 ( 9.3)	54 ( 94.7)	3 ( 5.3)	55 ( 96.5)	2 ( 3.5)
教頭	2 ( 0.3)	2 (100.0)	0 ( 0.0)	2 (100.0)	0 ( 0.0)
教員	397 ( 65.0)	223 ( 56.2)	174 ( 43.8)	356 ( 89.7)	41 ( 10.3)
合 計	611 (100.0)	431 ( 70.5)	180 ( 29.5)	560 ( 91.7)	51 ( 8.3)

その他

- ・寮における食品の納入業者の決定に当たって、決定が書面により行  
 われていないものがあった。(1校)
- ・給食用食品の納入業者を決定した理由を関係書類に記録していない  
 ものがあった。(2校)

納入業者の決定等、組織としての決定事項は、書面により行うとと  
 もに、業者選定の経緯は書面に記録する必要がある。

また、公正性、透明性の確保の観点から、業者選定の理由を明確に  
 示す必要がある。

- ・給食用食品の購入で、納入時の点検の結果を記録する書類に、担当  
 者名及び点検の結果の記載がされていないものがあった。(1校)

給食用食品については、児童等の安全に影響するものであることか  
 ら、適用すべき管理基準に基づき、食品の検収結果を記録する必要が  
 ある。

#### (ウ) 決算・決算報告について

決算・決算報告については、年間の収入と支出について適正な決算とし、計数の正確性、収支の状況及び総合的な諸手続の適正性と透明性を確保するため、校長及び保護者等に対し決算を報告する必要がある。

このため、

- ・ **決算（保護者等徴収金の会計の決算は正確であるか。）**
- ・ **校長に対する決算報告（事業終了後、速やかに領収書等の証拠書類を添え、行っているか。）**
- ・ **保護者等に対する決算報告（行っているか。）**  
について監査した。

#### ( 結 果 )

決算について

保護者等徴収金の関係書類、現金並びに通帳を照合した結果、保護者等徴収金の会計の計数は正確であり、また、これらの徴収金の会計処理についても、おおむね適正に行われていた。

また、30校全体の現年の徴収金に対する繰越相当分は、高校在学中の3年間を見通して徴収しているものもあることから、前年度からの繰越額に比べ10,284千円増加しているものの、その増加額は保護者等徴収金総額の0.9%であり、おおむね適正と認められる。

しかし、一部について、領収書など証拠書類が保存されていないものがあった。(3校)

領収書など証拠書類は、保存期間を定めた上で、適正に保存する必要がある。

校長に対する決算報告について

事業終了後、速やかに領収書等の証拠書類を添え、校長に対する決算報告を行うなど、おおむね適正に行われていた。

しかし、一部について、校長に決算報告を行っていないものがあった。(5校)

また、決算報告後に他会計からの剰余金を受け入れており、出納簿及び決算書の修正、修正後の校長に対する決算報告を行っていないものがあった。(1校)

校長に対する決算報告については、事業終了後、速やかに領収書等の証拠書類を添え行う必要がある。

保護者等に対する決算報告について

おおむね適正に行われていた。

しかし、一部について、保護者等に対する決算報告を行っていないものがあった。(6校)

保護者等に対する決算報告については、保護者等が負担した徴収金であり、使用目的、金額、剰余額等の状況について報告を行い、保護者等からの意向を反映するためにも、実施の必要がある。

## エ 斡旋物品に関する事務の執行状況について

斡旋物品に関する事務は、物品を指定し業者を選定する**業者選定**の事務と業者選定を審議する**業者選定委員会**の事務に区分し、下記の教育委員会通知に基づく適正な事務執行について、監査を実施した。

(教育委員会通知)

### 斡旋物品取扱要領

(要約)

会計事務の執行は、斡旋物品取扱要領のほか、山口県会計規則(昭和39年山口県規則第54号。以下「会計規則」という。)に準拠すること。

斡旋物品取扱要領においては次の斡旋物品を対象とすること。

制服(夏・冬用制服、カバン、通学用靴等)

運動着(体操服、靴、部活動ユニフォーム等)

卒業アルバム、修学旅行

業者選定は、競争入札を原則とすること。

業者選定に当たっては、保護者代表等県立学校外の者を加えた「業者選定委員会」で審議し決定すること。

**県立学校における私費会計の適正化について(通知)(平成21年3月25日付け平20教政第1557号。以下「私費会計の適正化(通知)」という。)**

(要約)

斡旋物品取扱要領等の留意点をまとめたものであること。

制服について、プロポーザル方式により業者を決定した場合は、業者とデザイン権の取扱いについて明示すること。

## (ア) 業者選定について

業者選定は、物品を指定し業者を選定する事務であり、保護者が経費を負担することから、適正な事務の執行と原則、競争原理の導入が必要である。

このため、

- ・業者選定(原則として、競争原理が導入されているか。)
- ・随意契約の理由(競争入札によらない、随意契約により業者を選定する場合は、その理由を明確にしているか。)

について監査した。

(結果)

業者選定について

- ・一部の斡旋物品について、業者選定から契約締結に至る関係書類が



確認されず、業者選定の理由が明確でないものがあつた。(11校)  
 ・一部の斡旋物品について、過去からの契約業者であることなどを理由として業者選定及び契約手続を行わず、引き続き指定しているものがあつた。(4校)

保護者負担の軽減の観点から、競争原理の導入を検討し、業者選定理由を明確にする必要がある。

また、契約に係る書類は、適正に作成、管理し、保存する必要がある。

随意契約の理由について

随意契約の必要性が書面に記載されているなど、おおむね適正に行われていた。

しかし、一部の斡旋物品について、競争入札により行うべき業者選定を随意契約により行っていた。(1校)

また、一部の斡旋物品について、見積額が同額である複数の業者と契約を締結していた。(1校)

保護者負担の適正化や業者決定の透明性を図るため、競争入札の導入に努める必要がある。

なお、随意契約とする場合には、その理由を明確にした上、書面に記載する必要がある。

斡旋物品別契約方法の状況は、表15のとおりである。

競争入札は修学旅行の1校のみとなっている。

実地監査において、金額等の基準から競争入札が必要と認めたものは、前記の随意契約の理由において記載した1校(制服)と上記の修学旅行の1校のみであつた。

表15 斡旋物品別契約方法の状況(実地監査30校の状況)

(単位 上段、学校数、下段、%)

契約方法	斡旋物品			
	制服	運動着	卒業アルバム	修学旅行
競争入札	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	1 ( 5.0)
見積合わせ	5 ( 25.0)	14 ( 58.3)	12 ( 92.3)	11 ( 55.0)
コパ・ポル・ガル方式	1 ( 5.0)	1 ( 4.2)	1 ( 7.7)	8 ( 40.0)
単独随意契約	5 ( 25.0)	4 ( 16.7)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
その他	9 ( 45.0)	5 ( 20.8)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
合計	20 ( 100.0)	24 ( 100.0)	13 ( 100.0)	20 ( 100.0)

#### (イ) 業者選定委員会について

業者選定委員会については、業者選定について審議する組織であり、業者選定の透明性を確保するため、保護者代表等学校外の者を委員に加えることとされている。

このため、業者選定委員会について、**保護者代表等学校外の者を加え、審議しているか**、について監査した。

#### ( 結 果 )

斡旋物品について、業者選定委員会に、保護者等が委員となっていないものがあった。(10校)

斡旋物品取扱要領に基づき、保護者等を加え審議し、業者選定の透明性を高めるよう努める必要がある。

#### (ウ) その他

斡旋物品取扱要領で定める斡旋物品の範囲について

斡旋物品取扱要領に基づき事務を行う斡旋物品の範囲を制服(夏・冬用制服、カバン、通学用靴等)、運動着(体操服、靴、部活動ユニフォーム等)、卒業アルバム、修学旅行に限定している。

工業系、商業系の高校においては、斡旋物品取扱要領に規定した斡旋物品以外の製図器具、ポケットコンピュータ、電卓等実習で使用する物品を、県立学校の斡旋物品としているものがあった。(3校)

実習で使用する物品は、斡旋物品取扱要領で規定した斡旋物品には該当しないが、教育委員会は規定する斡旋物品の拡大について、検討する必要がある。

複数年にわたる契約について

斡旋物品の価格は、経済情勢等により変動することもあるから、基本的には、毎年度、競争原理を導入し業者を選定すべきである。

運動着について、契約期間を複数年としたものがあったが、複数年とする理由が明確でなく、理由が関係書類に記録されていなかった。(1校)

毎年度、競争原理を導入し業者を選定する必要があるが、複数年にわたる契約を締結する場合には、その理由を明確にする必要がある。

制服の意匠権の取扱いについて

制服の意匠権が県に帰属しているか否かは、その制服に係る業者選定において、競争原理が導入できるか否かに関わる重要な事項であり、意匠権の取扱いは明確にされている必要がある。

制服についてプロポーザル方式により業者を決定しているが、意匠権の取扱いが明確にされていないものがあった。(1校)

意匠権の取扱いは、仕様書、契約書に記載するなど、明確にする必要がある。

意匠権とは、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づきデザインに対して与えられる産業財産権の一つである。

なお、私費会計の適正化(通知)では、意匠権をデザイン権と標記している。

## オ その他の事項(私費会計に関連する県の事務について)

### (ア) 行政財産の使用許可等について

諸団体の職員が県立学校において、常時その諸団体の事務を行っている場合に、行政財産の使用許可の処理が行われていないものがあった。(1校)

県立学校の教育に深く関係する団体等であるとしても、行政財産を目的外に使用するときは、山口県公有財産規則(昭和39年山口県規則第56号。)第30条に基づき、行政財産使用許可の処理等を行う必要がある。

### (イ) 職員が諸団体の事業等に従事する場合の許可について

職員が図書館当番等の諸団体の事業又は事務に従事し報酬を受領しているが、サービス上の許可を受けていないものがあった。(1校)

職員が諸団体の事業又は事務に従事し報酬を受領するときは、山口県立学校職員サービス規程(昭和47年教育委員会訓令第6号。)第20条に規定する許可を受ける必要がある。

## 2 商工労働部

### (1) 私費会計の概要（事前調査の結果）

事前調査した結果は、以下のとおりである。

#### ア 保護者等徴収金の内容

高等産業技術学校の事前調査を実施した結果、保護者等徴収金は表16のとおり区分できる。

高等産業技術学校は、県が設置した公共職業能力開発施設で、中学、高校の新規学卒者や離・転職者及び在職労働者を対象に職業能力開発を行っている。

表16 保護者等徴収金の区分

目的	徴収主体	受益者	名称	備考
教材等	学校	全員	予納金	
寮の運営		特定	寮費	

#### 【予納金】

訓練で使用する教科書や実習服などの教材等は自己負担であるが、高等産業技術学校が一括して購入することにより、同一の機能・内容を有する教材等とするために、高等産業技術学校が訓練生やその保護者から予納金を徴収し、その経費をもって教材等を購入し訓練生に配布している。

予納金は、訓練生ごとに経理を行い、訓練修了時には精算している。

#### 【寮費】

遠距離などの理由により家庭からの通学が困難な訓練生のために、各高等産業技術学校に寄宿舍を設置している。

寄宿舍の入寮生からは、寄宿舍の運営費のうち入寮生が負担すべき経費を寮費として毎月徴収する。

寮費のうち、入寮生の光熱水費は県費として徴収し、寄宿舍での共通経費や食費は私費として徴収し、食費については、個人ごとに精算している。

#### イ 徴収額

高等産業技術学校2校の事前調査を実施した結果、保護者等徴収金の状況は表17のとおりである。

表17 保護者等徴収金徴収額

(単位 千円)

目的	名称	徴収額
教材等	クラス費、学年費に関する徴収金	536
	教材、実習に関する徴収金	21,971
寮の運営	寮に関する徴収金	4,498
合計		27,005

## (2) 実地監査の結果

高等産業技術学校2校を対象に、私費会計に係る事務について、関係書類等の照合、現物の確認等を行い、実地監査を実施した結果、以下のような改善留意事項があった。

### ア 保護者等徴収金に関する事務の取扱基準について

保護者等徴収金に関する事務については、適正な事務処理とともに、負担する保護者等に対し説明責任を果たす必要がある。

そのためには、事務を行う上で必要となる取扱基準が明確に定められ、これに従って適正な事務処理を実施する必要があることから、**保護者等徴収金に関する事務の取扱基準が要領等により定められているか、また、取扱基準の内容は適切であるか、**について監査した。

#### ( 結果 )

2校中、1校は教材等の徴収金及び寮費の取扱基準を定めていた。

しかし、1校については、定められていなかったため、取扱基準を定める必要がある。

いずれの高等産業技術学校においても、契約の決定方法及び会計関係書類の保存期間を定めていなかった。

事務取扱の基本事項である契約の決定方法や会計関係書類の保存等の基準は、明確に規定し、これに基づいて事務を執行することにより、徴収金を負担する保護者等に対し、徴収金の使用目的、使用額等についての説明責任を果たす必要がある。

### イ 保護者等徴収金に関する事務の執行状況について

保護者等徴収金に関する事務を大別すると徴収、管理、決算・決算報告の事務に区分されることから、これらの事務ごとに、適正に事務が執行されているか、監査を実施した。

## (ア) 徴収について

徴収については、徴収に当たり組織としての決定と保護者等への通知が必要で、徴収額の正確性及び適正な収納の管理が求められる。

このため、

- ・ 起案と決裁（徴収に係る起案と決裁が行われているか。）
  - ・ 保護者等への通知（徴収内容を保護者へ通知しているか。）
  - ・ 収納の管理（徴収額は正確で、収入として計上、管理されているか。）
- について監査した。

## ( 結 果 )

起案と決裁について

保護者等から徴収については、事前に校長までの起案と決裁を行うこととなっているが、おおむね適正に行われていた。

しかし、寮の食費について、徴収額の決定手続が行われていないものがあつた。（1校）

保護者等徴収金は、確定した調達金額や必要となる見込額を基に徴収額を決定すべきであり、概算額で徴収するとしても、徴収すべき額の決定は組織として行う必要がある。

保護者等への通知について

徴収に係る決裁の後、徴収する目的、金額等を記載した文書などにより保護者等に通知しており、おおむね適正に行われていた。

収納の管理について

徴収に係る決裁文書、口座振替、現金収納に係る明細表、出納簿、預金通帳等を照合した結果、徴収額は正確で、収入として計上、管理されているなど、おおむね適正に行われていた。

## (イ) 管理について

管理については、使途の適正性及び支出額の正確性が求められ、事故等を防ぎ透明性を確保するため、出納簿及び通帳による管理と複数の者による会計処理が必要となる。

このため、

- ・ 徴収金の管理（出納簿及び銀行等の通帳により管理しているか。）
- ・ 支出（支出の使途は適正で、支出額は正確であるか。）
- ・ 複数の者による会計処理（支出伺いを決裁権者に回付するなど、複数の者による会計処理を行っているか。）

について監査した。

( 結 果 )

徴収金の管理について

出納簿及び銀行等の通帳を照合の結果、収入及び支出の出納簿への記帳と通帳により管理することについては、おおむね適正に行われていた。

支出について

出納簿、支払の伺い文書、請求書、領収書等を照合した結果、支出の用途は適正で、支出額は正確であるなど、おおむね適正に行われていた。

複数の者による会計処理について

支出伺いを決裁権者に回付するなど、複数の者による会計処理を行うことについては、おおむね適正に行われていた。

その他

- ・寮の食材ごとに発注先を予め決定しているが、決定した経緯を書面に記録していないものがあった。(1校)
- ・寮の食材を納入業者に発注した内容を書面に記録していないものがあった。(1校)

については、保護者等への説明責任を果たすためにも、当年度の納入業者を決定した経緯は書面に記録する必要があり、納入業者への発注内容、納入の履行確認を行うためにも、納入業者に発注した内容は書面に記録する必要がある。

(ウ) 決算・決算報告について

決算・決算報告については、年間の収入と支出について適正な計数を決算とし、計数の正確性、収支の状況、総合的な諸手続の適正性による適正な決算及び透明性を確保するため、校長及び保護者等に対し決算を報告する必要がある。

このため、

- ・決算(保護者等徴収金の会計の決算は正確であるか。)
- ・校長に対する決算報告(事業終了後、速やかに領収書等の証拠書類を添え、行っているか。)
- ・保護者等に対する決算報告(行っているか。)

について監査した。

( 結 果 )

決算について

保護者等徴収金の関係書類、現金並びに通帳を照合した結果、保護者等徴収金の会計の計数は正確であり、また、これらの徴収金の会計処理についても、おおむね適正に行われていた。

校長に対する決算報告について  
事業終了後、速やかに領収書等の証拠書類を添え、校長に対する決算報告を行うなど、おおむね適正に行われていた。

保護者等に対する決算報告について  
おおむね適正に行われていた。  
しかし、寮費の雑費について、保護者(入寮生)等に決算を報告していないものがあった。(1校)  
保護者等が負担した徴収金であり、使用目的、金額、剰余額等の状況について報告を行い、保護者等からの意向を反映するためにも、保護者等への決算報告を行う必要がある。

#### ウ その他の事項(私費会計に関連する県の事務について)

##### (ア) 県費の納入通知について

私費会計である予納金及び寮費の納入に係る事務を確認したところ、県の歳入である寮の光熱水費に係る納入通知を私費会計の納入に係る通知と併せ高等産業技術学校の任意の様式により行っているものがあった。(2校)

県が歳入を収入するには、調定に基づき納入の通知を行う必要がある。納入の通知は、会計規則第27条に基づき、会計規則で定めた様式により行う必要がある。



### 3 健康福祉部

#### (1) 私費会計の概要（事前調査の結果）

衛生看護学院、萩看護学校の事前調査を実施した結果、保護者等徴収金の状況は表18のとおりである。

表18 保護者等徴収金徴収額

(単位 千円)

目的	名称	年間徴収額
団体運営	学校後援会の活動に関する徴収金	2,838
合計		2,838

実地監査は実施しなかったが、監査資料により事務の内容を確認したところ、徴収に係る決裁、通帳による管理、副担当の選任、監事による監査、校長及び保護者に対する決算報告が実施されたことが確認され、特に改善留意すべき事項はなかった。

なお、2校中、1校においては、保護者等徴収金に該当する徴収金なかった。

### 4 農林水産部

#### (1) 私費会計の概要（事前調査の結果）

農業大学の事前調査を実施した結果、保護者等徴収金の状況は表19のとおりである。

表19 保護者等徴収金徴収額

(単位 千円)

目的	名称	年間徴収額
教材等	教材、実習に関する徴収金	2,126
団体運営	学校後援会の活動に関する徴収金	3,900
合計		6,026

実地監査は実施しなかったが、監査資料により事務の内容を確認したところ、徴収に係る決裁、通帳による管理、副担当の選任、校長及び保護者等への決算報告が実施されたことが確認され、特に改善留意すべき事項はなかった。

## 第4 意見

今回の行政監査の実施を通して、全般的に検討が必要であると考えられる事項は次のとおりである。

### 1 県費と私費の負担区分について

県立学校における県費と私費会計の原則的な負担区分については、教育委員会から示されており、負担区分に従った支出を行う必要がある。

監査の結果、県費負担が適当である経費が私費会計から支出されているものが見受けられたところである。県費と私費の経費負担のあり方を再度徹底するとともに、必要性を精査した予算の確保と予算の計画的な執行を通じて、適正な保護者等の負担に努める必要がある。

### 2 保護者等徴収金に関する事務の取扱基準について

県立学校においては、徴収金マニュアルを参考に取扱基準を策定することとなっている。

監査の結果、策定されていない学校が見受けられ、徴収金マニュアルにおいても、契約の決定方法及び会計関係書類の保存期間といった基本となる事項の定めがなかった。

取扱基準が未策定の学校は、早期に策定するとともに、教育委員会は、基本となる事項を示した徴収金マニュアルの改定を検討する必要がある。

高等産業技術学校においては、1校は取扱基準が未策定であり、2校とも基本となる事項の定めがなかったことから、取扱基準の策定と基本となる事項の規定を検討する必要がある。

### 3 保護者等徴収金に関する事務の執行状況について

保護者等徴収金に関する事務については、透明性を確保することや保護者に対する説明責任を果たすため、一連の事務の執行手続が適正に行われる必要がある。

監査の結果、県立学校においては、組織的な決定がなく徴収しているものや、通帳等によらず現金で管理しているもの、複数の者による会計処理が行われていないもの、校長や保護者等への決算報告を行っていないものなどが見受けられたところである。

徴収から決算報告までの事務処理について、取扱基準等に従い適正な事務処理を徹底する必要がある。

### 4 斡旋物品に関する事務の執行状況について

県立学校の斡旋物品については、原則として学校による経費の徴収はないところであるが、保護者が学校指定業者に支払を行っていることから、業者選定や契約が適正に行われる必要がある。

監査の結果、業者選定の理由が明確にされていないもの、保護者等学校外の者が業者選定委員会の委員とされていないものなどが見受けられたところである。

教育委員会は、県の会計規則に準拠した会計事務の執行について通知して

いるところであり、県立学校においては、業者選定の公正性、透明性を確保するため、通知に則った適正な事務処理に努める必要がある。

## **5 私費会計に係る指導の強化について**

県立学校の私費会計の事務について、教育委員会は、検討協議会の協議結果等を踏まえ、県費・私費の経費負担区分をはじめ、通知による指導を行ってきたが、監査の結果、必ずしも徹底されていない事例が見受けられたところである。

については、私費会計について、より適正な事務が実施されるよう、さらなる指導の徹底に努める必要がある。

## 第5 結び

今回の行政監査においては、県立学校等が教育活動等に必要な経費として保護者等から徴収する、県の歳入とされていない保護者等徴収金を対象に、県費と私費の負担区分、事務の取扱基準、事務の執行状況等の適正さについて、また、幹旋物品についても、保護者が経費を負担することから、事務の適正執行について、監査を実施した。

実地監査においては、保護者等徴収金の関係書類、現金並びに通帳を照合し、保護者等徴収金の会計の計数は正確であり、事務処理は、おおむね適正に処理されていることを確認したところである。

しかしながら、一部に、県費負担が適当である経費が私費から負担されているものがあったこと、事務の取扱基準においては、一部の学校において、取扱基準自体が未整備であり、ほとんどの学校において、契約の決定方法及び会計関係書類の保存期間の取扱基準が規定されていなかったこと、事務の執行状況においては、校長や保護者等へ決算が報告されていないものがあったこと、幹旋物品においては、業者選定の理由が明確にされていないものがあったことなど、改善すべき事項も見受けられたところである。

私費会計については、事務処理の適否によっては、保護者等の経済的負担に影響するものであり、その適正な管理が求められることから、実地監査の結果を通じて付した意見を踏まえ、一層の適正、効率的な事務執行を行う必要がある。

なお、今回実地監査の対象とした事務は一部であり、監査対象とならなかった事務や機関についても、点検を行う必要がある。